

## 第 1 回小委員会における委員からのご指摘事項

(小泉委員)

- 生物多様性基本法第 6 条の事業者の責務の記述を修正してもよいのではないか。
- 都市から農山村への人と資金の流れをつくることが重要。
- 同一の者による複数の活動を一括で申請できる仕組みが重要。
- それぞれのサイトの特徴が分かるようにすべき。

(勢一委員)

- 国が認定する目的や法的効果を明示すべき。
- 生態系の回復などを対象にする場合、質の幅が広がり、また、対象数も増えるため、どのように整理、対応していくのか。
- 取組の継続性をどのように確認し、担保するのか。また、計画通り進めていなかった場合にどのように措置をするか。
- 中長期的に活動を担保するためにどう地権者を巻き込むか。認定において、土地を制度的に組み込む方法を検討すべき。
- 既存制度との整合・連携が重要。特に自然共生サイトは場所に注目しているため、活動認定制度とは接続しがたい。活動に着目する理由を整理し、制度間の調整を考慮しておくことが必要。
- 関係省庁間で共管とすることを含め、他省庁の制度と共通の基準で認定する仕組みを検討することが必要。

(中村委員)

- 国土形成計画など閣議決定レベルの計画にもネイチャーポジティブは記載されており、他省庁も含めてネイチャーポジティブを目指すというのが重要。例えば、国交省のグリーンインフラもネイチャーポジティブに十分寄与する。認定制度は省庁協力で作ってもらいたい。

(藤田委員)

- 認定という事実に加えて、活動の成果を定量化すべき。
- 地方公共団体に対するインセンティブも重要。例えば、SDGs ツアーに対する補助、企業とのマッチングといった制度など。

(中静委員)

- 目標に対して適切な活動計画であるかが重要。  
例えば、現状が二次林の場合でも、里山を目標とするか、自然林を目標とするかによって必要な活動

は異なる。

- 防災・減災や農林水産業などの各省の施策や補助金と連携することが重要。

(西澤委員)

- 金融市場やグローバルマーケットでの評価が重要であることから、認定制度の国内外での信頼性の確保や認知度の向上が重要。
- OECDの基準を満たした場合は固定資産税を減免するといったものがあれば、取組の継続性の観点からも良い。
- 申請手続きの効率化を検討すべき。インセンティブについても他省庁と連携すべき。
- 取組み企業の拡大と質の担保のバランスが重要であり、どのような観点で認定していくのか、また認定後の継続性をどう担保していくのか、十分な議論が必要。

(広田委員)

- 市町村が単独で取り組むことが困難な場合もあると思うので、複数の市町村が連携したり、NPO等と連携して取り組んでいくこともあり得る。
- 対象範囲を広げることに賛成。耕作放棄地も増えており、どのように回復させるかは重要。また、圃場整備された農地でも、工夫次第で生物多様性を豊かにすることができるので、このような場所での活動も認定対象とすることも重要。
- 土地利用の過剰な制約になるのではという懸念があるので、バランスをとることが重要。
- 活動に関わる人材の確保が重要。

(深町委員)

- 活動場所の生物多様性の特性を鑑みて、活動計画をたてることが重要。  
(例えば、生息地が限られる希少なサンショウウオの一種が確認されているのであれば、まずその保護を重要課題として活動するなど。一般論的に間伐をして広葉樹に置き換えるということだけでなく、当該地に固有な生物多様性の保全という観点を持って取り組むべき。)
- 自然共生サイトは各地で良い影響を与えており、これをさらに広げていくことには賛成。  
他方で、生態系の回復を含め、間口を広げて多様な活動を認定対象とする場合、伴走支援や認定更新時の活動実績の確認等により、認定後に活動の質を高めていく仕組みが必要。
- 活動を支援するため、地方公共団体や研究者とも連携し、地域の生物多様性保全を支援する中間支援組織を今まで以上に設置・活用することが必要。
- 認定対象に生態系の回復を含めるなど、対象の質の幅が広がる場合、長年継続的に取り組んできた優れた活動が埋没してしまうことがないような工夫が必要。

(山野委員)

- その場所にどのような規制や計画がかかっているかを見える化(可視化)することが重要であり、他のシステムとのデータ連携ができるとよい。
- 他制度との相乗効果に加えて、コンフリクトを解消できるとよい。

(浅野委員)

- 地方公共団体の役割を整理すべき。
- 点としての取組と面としての取組が重要。面としての取組は市町村が中心となって民間と連携・協働することが重要。

(一ノ瀬委員)

- 国が認定することは活動のアピールになるため効果的。
- 生態系の回復は重要。その上で、生態系ごとの活動のあり方に関する検討は重要。  
例えば、新たに開発された跡地の一部に単に木を植えた者が、植樹の活動だけ申請して認定されるのは、ネイチャーポジティブに資する活動の認定として適切ではない。
- モニタリングが適切に実施されることが重要。一方で、モニタリングの推進に当たっては、過度な負担にならないように、システム化や、専門家による助言等の支援が必要。
- 中間支援組織の役割が重要。特に地方では中間支援組織が手薄になっている印象があるので、地方も含め中間支援組織が活躍することが必要。
- 生物多様性の評価だけでなく、脱炭素や資源循環など他の環境施策と結びつけると、より多くの方々に取組の重要性が理解されやすい。  
脱炭素先行地域の「重点選定モデル」に、生物多様性の保全との統合的な取組みが新設されたことは、よい連携の事例。

(大下委員)

- 中小企業は単独で活動するのは中々難しい。地方公共団体や大企業の活動に中小企業を巻き込む仕組みも重要。
- 認定による経済的なメリットに加えて、地域の自然に注目が集まり、観光やビジネスの発展に繋がる流れになる仕組みも重要。

(角谷委員)

- 生態系の回復や新たな緑地を創出する活動を含めることに賛成。  
単に自然共生サイトの評価軸を延長するだけではない基準も重要。
- 見える化も重要。基準の評価可能性と検討していくのが必要。

○国際的な信頼性を確保するためにも、国による統一的な基準での認定は賛成。

(佐藤委員)

○国が認定するスキームは効果的。

○国と地方公共団体が連携して、保全活動のPRをしていくべき。地域で活動が認定された時に、申請者だけでなく関係する地方公共団体も発表し、地域で活動を盛り上げ、住民を巻き込んでいく雰囲気醸成が必要。

○活動のサポートや地域のネットワーキング、普及啓発等を担う中間支援組織が必要。

中間支援組織が地域の団体や行政等のハブとなることで、団体間の交流による課題の共有・早期解決や、地域連携による普及啓発活動が期待できる。既存の地域連携保全活動支援センターも地域の保全活動に有益な取組なので、センターの設置やその取組の更なる促進が必要。

○関係省庁が連携しながら地域の保全活動を応援すべき。

都市緑地、農地、河川等、関係省庁の施策と関わりのある部分については、ネイチャーポジティブ活動を促進するため、分野を超えた横断的なキャンペーンや勉強会等の普及啓発施策を進めるべき。

(土屋委員)

○企業等の取組に加えて、地方公共団体の取組も促進されるような支援が必要。

○環境省だけでなく、国交省や農水省と共管にすべき。

○モニタリングは負担が大きい面もある。事業量である程度評価することも重要。

(森田委員)

○ネイチャーポジティブ経済との関係で、ネイチャーポジティブの言葉のイメージが使っている人によって異なる。ここでは現場ベースで考えているが、ネイチャーポジティブ経済の議論はもっと広い。

○陸域だけではなく、沿岸域も対象にすることが必要。